2025年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：民法（配点：120 点）

注 意 事 項

1　机上に各自の「受験票」を出しておくこと。

2　問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。

3　問題冊子は、全部で２ページである。

解答用紙は、全部で８ページである。

問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。

4　解答用紙は切り離さないこと。

解答用紙は、８ページを超えて使用することはできない。

5　解答用紙の上部所定欄に、１ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、２ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。

6　解答は、第１問は１ページから、第２問は５ページから記入すること。

7　解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

8　解答用紙には黒鉛筆（HB か B）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は万年筆（黒インク）を使用すること。

（民法）

第１問

以下の【事実】を前提として、後掲の【設問】に答えなさい。

（配点：50 点）

【事実】

1. 2024 年２月１日、ラーメン屋を営むＡは、とんかつ屋を営む幼なじみのＢから「運転資金を調達したいのだが、担保を提供してくれる人を知らないか」と尋ねられた。
2. 同月３日、Ａは父ＣにＢのことを相談した。Ｃは、Ｂのとんかつ屋なら味も立地もよく経営面での心配は少ない、したがってＢが融資を受けるのならば自己の所有する甲地（時価 800 万円）に抵当権を設定してもよいと考え、その場でＢに電話をして、希望の借入金額を尋ねた。これに対してＢが 500 万円ほど借り入れたいと答えたので、Ｃは「わかりました。担保を提供します。抵当権設定契約や登記手続などの面倒なことは自分でやってください。必要な権限はあなたに与えます。書類はＡに届けさせます」と伝えた。電話を切った後、Ｃは、Ａに対して、抵当権設定契約と登記手続に必要な重要書類（以下、「本件重要書類」とする）と委任状（以下、「本件委任状」とする）を交付した。本件委任状の委任者欄にはＣの名が記され、委任事項欄には「甲地の抵当権設定契約および抵当権設定登記に関する一切の件」と記載された。受任者欄については、ＣもＡもＢの氏名の漢字を知らなかったので、空白のままとされた。
3. 同月６日、Ａは、本件委任状および本件重要書類をＢに届けようとした。しかし、その道中で、「材料費高騰で運転資金が必要なのはＢのとんかつ屋よりも自分のラーメン屋だから、Ｃから預かった書類を自分のために使おう。説明して謝ればＣも理解してくれるだろう」と考えた。そこでＡは、Ｂに対し、手違いがあってＣから書類を預かることができなかったと伝え、本件委任状および本件重要書類をＢに届けることをやめた。
4. 同月 20 日、Ａは、知人Ｄとの間で、返済期限を 2024 年６月末日として 500 万円を借り入れる金銭消費貸借契約を締結し、同日Ｄから 500 万円を受け取った。また、ＤのＡに対する貸金債権を担保するため、Ａは本件委任状の受任者欄に自己の名前を書き入れてこれを呈示し、Ｃの代理人として、Ｄとの間で、甲地に抵当権を設定する契約（以下、「本件抵当権設定契約」とする）を締結し、続けて登記手続も行った。
5. 同年３月 10 日、Ａは、Ｃに対して、自分がＤから 500 万円を借り入れたこと、このために甲地に抵当権を設定したことを説明して詫びた。しかしＣは、Ｂには返済の見込みがあったので担保を提供しただけであると述べて、Ａのやったことを許さなかった。

【設問】

2024 年３月 25 日、Ｃは、Ｄに対して、甲地について行われた抵当権設定登記の抹消を求めた。Ｃの請求が認められるかどうかを検討しなさい。なお、本件抵当権設定契約締結時、ＤはＡに代理権があると信じており、そのことについて過失はなかったものとする。

（民法）

第２問

Ａは、所有していた土地甲を、2024 年 10 月 1 日、Ｂに 1000 万円で売却した。この売買に基づく所有権移転登記手続がまだなされていない間に、Ｃが、甲を売ってほしいとＡに持ちかけた。Ａは、既に甲をＢに売却済みであることを伝えたが、Ｃは諦めず、1500 万円で買い取るから売ってほしいと懇請し、Ａは 2024 年 10 月 10 日に甲をＣに売却し、同日、その旨の所有権移転登記手続を済ませた。

以上を前提として、以下の問 1 および問 2 に答えなさい。なお、問 1 および問 2 は、それぞれ独立した問題である。

（配点：70 点）

問 1

Ｃが甲を購入して登記手続を済ませたのは、Ｂに対する嫌がらせのためであった。2024 年 10 月 30 日、Ｃは、知人Ｄに甲を 1600 万円で売却し、所有権移転登記手続を済ませた。Ｄは、Ｃよりも先にＢが甲を購入していたことや、Ｃが甲を購入した目的については、何も知らなかった。この場合において、ＢはＤに対し、自分が甲の所有者であると主張することはできるか。理由を付して説明しなさい。

問 2

ＡがＣに甲を売却したとき、Ａは甲の他にみるべき財産を有しない状態であり、Ｃはそのことを知っていた。Ｂは、ＡＢ間の甲の売買契約に基づき、甲の所有権移転登記手続を求める権利（債権）をＡに対して有していることから、ＡＣ間の甲の売買契約を詐害行為として取り消したいと考えた。民法 424 条の定める詐害行為取消権の要件を説明したうえ、Ｂによるこのような詐害行為取消権の行使が認められるかどうかについて、それぞれの要件の充足を検討して論じなさい。

＜出題の趣旨等　２０２５年度　民法＞

〔出題の趣旨〕

第１問は、表見代理に関する基本的な理解を事例に即して確認する問題である。解答においては、事実関係を正確に分析して規範に適切に当てはめる必要があり、その作業において基本的な知識と論述能力が求められる。

第２問につき、問１は、民法177条の「第三者」の解釈、また二重譲渡における第一譲受人と、背信的悪意者たる第二譲受人からの善意の転得者との関係について、判例の趣旨をふまえて説明することが求められる。

問２は、特定物債権を詐害行為取消請求における被保全債権とすることにつき生じうる問題とこれに関する判例の知識を、詐害行為取消請求の要件の理解とともに、確認する問題である。

問１・問２ともに、基本的な事項についての正確な知識を有し、これをもとに理論的な論述をすることが求められる。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうかが、前提として問われている。

〔配点〕

第１問（計５０点）

第２問（計７０点）

問１　４０点

問２　３０点

〔採点基準〕

・第１問について

Ｃ は、Ｄ に対して、所有権に基づく妨害排除請求として抵当権設定登記の抹消を求めている。抵当権設定契約はＡの無権代理によるものであったのだから、Ｄとしては、Ｃからの請求に対して、表見代理の主張をすることになる。本問では代理行為をしたＡに代理権は付与されておらず、ＤはＣの交付した委任状をみてＡに代理権があると信じたのであり、またＡの代理行為はＣが委任状で示した代理権の範囲内であったのだから、民法 109 条１項の表見代理が問題となる。検討においては、民法の定める表見代理規定のいずれが問題となるかを特定して、要件がみたされるかどうかを検討する必要がある。

・第２問について

問１に関しては、民法177条の「第三者」の解釈について、判例をふまえ正確に説明がで

きること、二重譲渡事例における背信的悪意者はこの「第三者」に含まれないこと、背信的悪意者たる第二譲受人からの善意の転得者については、判例は、第一譲受人と対抗関係にあると捉えたうえ、「第三者」の主観的要件については相対的に判断すること、またそのような判例の理論的根拠に関する理解が求められる。そして、これらをもとに、設問の事例について理論的な判断を示すことが求められる。

問２に関しては、民法 424 条の定める詐害行為取消請求の要件を正確に理解し、要件の充足につき設問の事例に応じて説明できること、特定物債権を被保全債権とすることにどのような問題がありうるかを理解していること、そして、その問題に関する判例の知識をふまえ、設問の事例に関する理論的な判断を示すことが求められる。